

**可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和3年4月施行版)**

- | | |
|--|----------|
| 1 A2 訪問介護相当サービス サービスコード表
<small>(可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合。)</small> | 1 |
| 2 A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表
<small>(可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> | 2 |
| 3 A6 通所介護相当サービス サービスコード表
<small>(可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合。)</small> | 3 |
| 4 A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表
<small>(可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> | 4 |
| 5 AF 介護予防ケアマネジメント サービスコード表 | 5 |

A2 訪問介護相当サービス用

（可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	1,172単位 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	39単位 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	2,342単位 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	77単位 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	3,715単位 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	122単位 事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者20人以上にサービス を行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの 上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	訪問型サービス費のイからハについて 所定単位数の1/1000	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色→変更
 ・灰色→廃止

A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

(可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	941	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	844	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	31	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	28	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	1,879	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,687	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	62	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	55	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	2,982	1月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,675	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	98	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	88	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの 上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	訪問型サービス費のイからハについて 所定単位数の1/1000	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、訪問型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色→変更
 ・灰色→廃止

A6 通所介護相当サービス用

（可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672 単位	1,672	1月につき
A6	1112 通所型独自サービス1日割			55 単位	55	1日につき
A6	1121 通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,428 単位	3,428	1月につき
A6	1122 通所型独自サービス2日割			113 単位	113	1日につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010 通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		100	
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算		225	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算		50	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算		200	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅠ	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅡ		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅢ		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120単位加算		120	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅠⅡ		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6101 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48
A6	6102 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡⅡ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援2	96単位加算	96
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6	4003 通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅡ		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算	40単位加算		40	1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
A6	8310 通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	通所型サービス費のイについて	所定単位数の1/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合×70%	1,170	1月につき
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	9001 通所型独自サービス1・欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,170	1月につき
A6	9002 通所型独自サービス1日割・欠			55単位		39	1日につき
A6	9011 通所型独自サービス2・欠		事業対象者・要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6	9012 通所型独自サービス2日割・欠			113単位		79	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】・水色→新設 ・黄色→変更 ・灰色→廃止

A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

(可見市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		緩和	算定単位		
種類	項目						
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費 (独自)	1,505単位	1,505 1月につき		
A6	1212	通所型独自サービス/21日割		50単位	50 1日につき		
A6	1221	通所型独自サービス/22		3,085単位	3,085 1月につき		
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		101単位	101 1日につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ/2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ/2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/21	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/22			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/23		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	リ 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6021	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/21	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	88
A6	6022	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/22			事業対象者・要支援2	176単位	176
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6121	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/221		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48
A6	6122	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/222			事業対象者・要支援2	96単位加算	96
A6	6123	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/21		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ/22			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/21		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/22			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/2	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40 1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	通所型サービス費のイについて	所定単位数の1/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	1,505単位	定員超過の場合 ×70%	1,054 1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超		50単位		35 1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		3,085単位		2,160 1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		101単位		71 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	9004	通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	1,505単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,054 1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・人欠		50単位		35 1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		3,085単位		2,160 1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		101単位		71 1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、通所型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

【色分けルール】
・水色→新設 ・黄色→変更 ・灰色→廃止

AF **介護予防ケアマネジメントサービスコード表**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2	438単位	438	1月につき
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA 初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300	
AF	4002	介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算	ハ 委託連携加算		10単位加算	10	1回につき
AF	4003	介護予防ケアマネジメントA 居宅委託連携加算	ニ 居宅委託連携加算		290単位加算	290	
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	ホ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	510単位	510	
AF	6131	介護予防ケアマネジメントA介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	介護予防ケアマネジメントA介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位加算	300	
AF	8310	介護予防ケアマネジメント令和3年9月30日までの 上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 (介護予防ケアマネジメント費のイについて)		所定単位数の 1/1000 加算		1月につき

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色→変更
 ・灰色→廃止